

# 憲法の基本問題

—— 平和主義と安全保障 ——

關 文 香

## 一 序 言

日米安全保障条約は平和条約と共に既に批准を終へ、アメリカ合衆国政府に寄託され、<sup>(1)</sup>今や、その効力発生の日を待つばかりになつてゐる。条約の効力発生には夫々その規定する所に従つて一定数の批准を得ることが必要であるが、平和条約の場合はその第二三条により、オーストラリア、カナダ、セイロン、フランス、インドネシア、オランダ、ニュー・ジブランド、パキスタン、フィリピン、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の過半数により批准書がアメリカ合衆国政府に寄託された時である。この平和条約の効力発生と同時に日米安全保障条約も効力を発生することを希望して同条約第五条は、批准書が両国によつてワシントンで交換された時に効力を生ずるものとしてゐる。日本がこれらの連合国に先がけて批准を終へたのは条約締結の責任ある当事国として当然のことと云へる。然し、批准に當つては異論がなかつたわけではなく、賛否両者の立場から色々な議論が行われた。殊に日米安全保障条約については憲法の平和主義に關連して違憲論が唱へられたりした。この安全保障と平和主

義との關係は憲法の基本的な問題であつて、苟も政府が国民の信託を受けて国政を行つてゆく上には、憲法を尊重し之を遵守して誤りないようにすべきである。従つて私は、本稿に於ては専らこの日米安全保障条約が憲法の平和主義に抵触していかどうかを論じてみたい。

1 批准書寄託は昭和二十六年二月二十九日である。猶、調印はサン・フランシスコに於て九月八日行われ、國會の承認は一月一八日に成立、直ちに天皇の認證を得た。

2 第一二回國會の議決の上にも反映してゐる。即ち、衆議院會議録一〇一・一〇二頁、參議院會議録二六一・二六二頁によれば投票の結果は次の通りである。

條 約 名	投 票 總 數	贊 成	反 對
平 和 條 約	衆議院 三五四 參議院 二一九	一七〇 一七四	四七 四七
日米安全保障條約	衆議院 三六〇 參議院 二二三	二八九 一四七	七 七六

## 二 平和主義と自衛の問題

平和主義が新憲法の重要な基本原理の一であることは諸學者のひとしく認めるところである。この平和主義が具体的な規定として現われ

ているのが憲法第九条の戦争放棄である。この戦争放棄の規定はあらゆる戦争の放棄と一切の軍備の撤廃を宣言しているものであつて、世界にその類を見ない憲法の特徴とせられて<sup>(1)</sup>いる。

新憲法の平和主義はその前文にその精神が明らかにせられているように、日本国民の熱烈な平和への願望の現われであつて、独り長い間の戦争によつて受けた惨禍から戦争を嫌忌する感情からばかりでなく進んで世界を文明の破壊から救い、永久の平和をもたらそうとする理想に基くものであつた。かようにこの平和主義は、世界平和を実現しようとする日本国民の自由な意思に基いてつくられたものであるが、しかし一面、ボツダム宣言の受諾によつて日本国民に忠実な履行を要請せられていた基本的な問題であつて、欲すると欲せざるとを問はず採らなければならない原則でもあつた。<sup>(2)</sup>従つて、一切の戦争と軍備を放棄する極めて徹底的な理想的な規定となつて現われたのである。

以上のように新憲法は一切の軍備と戦争を放棄しているのに、若し日本が現実に関外から武力攻撃を受けたときは、どうするかという問題が生ずる。即ち自衛の問題である。もとより憲法は徹底的な平和主義を採つていなければならないけれども、決して自国の安全と生存までも放棄したものでないことは、前文が「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しよう」と宣言していることと明らかである。然し、この平和愛好国民の公正と信義に信頼して安全と生存を保持するということは、具体的に如何なることを意味するか必ずしも明らかではない。従つて、現実の侵略に対して如何にして

安全を保持するか、即ち自衛をどうするかという問題は、憲法改正当時の議会に於ても凡ゆる場合を予想して色々な方面から活潑に論議せられたのであつて、今日独立を前にして始めて問題となつたものではない。而して政府が如何なる意図をもつていたかは、議会に於ける質疑応答を通して明らかであつて、それは要約すれば次の通りである。即ち、質疑の中心は平和主義の理想と現実の侵略に対する自衛の問題を如何にして解決してゆくかということであつたが、政府は現在はこの問題を論議する時期でないとして言明をさけ、専ら国権の回復、独立の回復に全力を尽すべきであり、自衛の問題は独立を回復したときに考慮すべきであると云いながら、暗に将来国際連合又は其他の安全保障条約によつて自国の安全を保持したい希望をもらしていたことである。

美濃部達吉博士は、その著「日本国憲法原論」に於て、戦争放棄につき、「独り我が国はボツダム宣言受諾の結果、一切の軍備を撤廃し戦争遂行能力は完全に破砕せらるゝことゝなつたのであるから防禦的の戦争すらも事実上不可能となり、我が将来の国是としては欲すると欲せざるとを問はず徹底的な平和主義を以て一貫するの外なきに至つたのであつて、嘗て他国に類のない絶対的の戦争放棄を宣言することゝなつたのである」と述べ、自衛の問題については、一何等の留保もなく無条件に戦争を放棄したのであるから、万一反外から侵襲を受けた場合にも自衛的戦争の途なく徒らに滅亡を待つ外ないことゝなるようであるが、それは他日完全な独立を回復し

た後に考慮せらるべき問題で、その時迄は平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して国の生存を保持するの外はない」と説いて憲法の平和主義を専ら現実論的に解釈して居られる点は注目し値する。  
(二二九・二三〇頁)

1 憲法第九條の解釋については、拙稿・戦争放棄と再軍備（岩手大學學藝學部研究年報第二卷）参照

2 このことは佐藤功教授著憲法改正の経過並びに連合國最高司令部民政局がアメリカ合衆國政府に提出した報告書 *Political Reorientation of Japan* September 1948 to September 248, 2 vols に明らかである。この報告書中の第三章日本の新憲法の邦譯並びに解説は、國家學會雜誌第六五卷第一號に宮澤俊義教授他三氏によつて發表せられてゐる。

これによると最高司令官が憲法改正に當り基本的と考へる原則三が明らかにせられ、その一にこの徹底的な戦争放棄の原則が記されている。即ち「國家の主權的權利としての戦争を廢止する、日本は國家の紛争解決のための手段としての戦争及び自己の安全を保持するための手段としてのそれをも放棄する。以上のことは世界の防衛と保護につき、今や世界を動かさしつゝある崇高な理想に依存するものである。いかなる日本陸海空軍も決して許されないし、いかなる交戦者の權利も日本軍には決して與へられなす。」(三七頁、その他三二、三六、四二各頁参照)

3 代表的な質問は衆議院に於ては原夫次郎氏、鈴木義男氏及び野坂参二氏のそれであり、貴族院に於ては高柳賢三氏、南原繁氏、佐々木惣一氏である。原氏の質問とそれに對する政府の答辯は第九〇回帝國議會衆議院議事速記録七九一八一頁、鈴木氏のそれは九一―九四頁、野坂氏のそれは一二

憲法の基本問題(關)

三、一二四頁に、高柳氏は貴族院議事速記録二二九、二三〇頁、南原氏は二四九―二五四頁、佐々木氏は三一〇―三二〇頁にある。猶、拙稿・日米安全保障條約と憲法（安東幸二郎氏追悼記念論文集）並びに前掲拙稿・戦争放棄と再軍備参照

### 三 日米安全保障條約

自衛の問題は日本が完全な獨立を回復した後に考慮せらるべき事情の下にあつたことは先に述べたところで明らかである。従つて講和條約の締結に伴い日本に完全な主權が回復せられるに當つて、先づ採りあげられなければならない最も重大な問題であつた。これが具體的な形となつて現われたのが日米安全保障條約である。その全文は、

日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約

日本國は、本日連合國との平和條約に署名した。日本國は、武装を解除されているので、平和條約の効力發生の時に對して固有の自衛權を行使する有効な手段をもたない。

無責任な軍國主義がまだ世界から驅逐されていないので、前記の状態にある日本國には危険がある。よつて、日本國は、平和條約が日本國とアメリカ合衆國の間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆國との安全保障條約を希望する。

平和條約は、日本國が主權國として集團的安全保障取極を締結する權利を有することを承認し、さらに、國際連合憲章は、すべての國が個別的及び集團的自衛の固有の權利を有することを承認してい

る。

これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。

アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在、若干の自国軍隊を日本国内及びその附近に維持する意思がある。但し、アメリカ合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従つて平和と安全を増進すること以外に用いられうべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。

よつて、両国は、次のとおり協定した。

第一条 平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じようを鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

第二条 第一条に掲げる権利が行使される間は、日本国は、アメリカ合衆国の事前の同意なくして、基地、基地における若しくは基

地に關する権利、権力若しくは権能、駐兵若しくは演習の権利又は陸軍、空軍若しくは海軍の通過の権利を第三国に許与しない。

第三条 アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

第四条 この条約は、国際連合又はその他による日本区域における国際の平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集團的の安全保障措置が効力を生じたと日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めた時はいつでも効力を失うものとする。

第五条 この条約は、日本国及びアメリカ合衆国によつて批准されなければならない。この条約は、批准書が両国によつてワシントンで交換された時に効力を生ずる。

以上であるが、要するに、日米安全保障条約は日本が独立回復後も引き続きアメリカ軍の駐屯を認めて外部からの武力攻撃に対して自国の安全を保持し、併せて極東の平和と安全を維持しようとするものであつて、国際連合又はこれに代る個別的若しくは集團的の安全保障措置が効力を生ずる迄の間の暫定的な条約である。前文には、日本がこの条約を必要とする理由（第一項、第二項）、法律上の根拠（第三項）、軍隊駐留に対する日本側の希望（第四項）及びアメリカの之に対する意思並びに日本が将来自衛のため漸増的に自ら責任を負うことの希望（第五項）を明らかにしている。本文第一条は米国軍隊を日本国内及びその附近に配備することについての基本的原則を定め、第二条は日

本が米国の事前の同意なくして第三国に軍事上の権利を許与しないこと、第三条は条約の細目を両国政府間の行政協定で決定すること、第四条はこの条約の有効期間に關し、第五条はこの条約の批准について規定している。

日米安全保障条約の署名と同時に、吉田首相とアチソン國務長官との間に公文の交換が行われたが、それは、日本の國際連合に対する協力についての公文であつて、國際連合への協力については平和条約の第五条に規定せられている原則であるが、これを更に確認すると共に具体的にしたものである。

この条約の承認を求めするために召集せられた第十二回国会に於て、吉田首相は日米安全保障条約の締結の理由について次のように演説した。即ち、

日米安全保障条約は平和条約と同日に署名されました。これによつて独立回復後の日本の安全について一応の保障を得るに至つたのであります。国内の治安は無論自力を以て当るべきは当然でありませんが、外部からの侵略に対しては集團的防衛の手段をとることが、今日國際間の通念であります。無責任なる侵略主義が跳梁する國際の現状において、独立と自由を回復した曉軍備なき日本が他の自由國家と共に集團的防衛の方法を講ずるの外なきことは当然であります。

日本が侵略主義の圏外に確保せらるゝことはとりも直さず、極東の平和延いては世界の平和と繁榮の一前提であります。

れが日米安全保障条約を締結するに至つた理由であります。

今日なお中立条約を以て我が独立を守らんと唱導する者がありますが、日本をめぐる國際情勢上、日本の中立について關係列國との間に合意ができるとも考えられず、又仮に中立尊重の約束をなしても、その約束に信をおき得ない性格の國があることをも忘れてはなりません。他方國際連合による一般保障に活路を求めんとする者がありますが、國際連合は世界最大の、又最高の安全保障機構であります。歐米列國と云えども國際連合の保障に加うるに補足的安全保障体制を現に整備しつゝある現状であります。平和条約後における日本の安全保障の途として、平和愛好國との集團安全保障即ちこの際は日米条約による以外に方法なしと私は存するのであります。

安全保障条約の実施のために必要な細目は、今後両政府間に交渉して取り結ばれることになつて居ります。その内容は将来決定されるところであつて、国会に対しては交渉が成立し所要の予算又は法案の審議を求める機会に於てその内容は十分説明いたしたいと存じます。この条約による安全保障は、条約自身が規定しておるようには暫定的な措置であります。日本の永久的な安全保障の途をどうするかは独立回復後において、政府及び國民が独自の見地に立ちて慎重に考慮の上決定すべきものであります。……

此によつて独立回復後の自衛のために日米安全保障条約を締結しようとする政府の意図は明らかである。私はこの安全保障条約が憲法の平和主義と如何なる關連をもつか、換言すれば現行憲法上かかる安全

保障条約を締結することが許されるかどうかについて次に述べてみた。<sup>①</sup>

1 Notes exchanged between Prime Minister Yoshida and Secretary

of State Acheson at the time of the signing of The Security Treaty

between Japan and The United States of America

2 第一二回国會議院會議録一一頁、參議院會議録一二頁

#### 四 安全保障條約と憲法

日米安全保障条約の法的根拠は前文の第三項に明らかである。即ち平和条約が第五條<sup>②</sup>に、「日本国が主権国として国際連合憲章第五一條に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する」と規定していることに基くものである。平和条約の成立によつて日本が完全な主権を回復すればかゝる権利を有することは当然のことである。<sup>③</sup>

元來、自衛権は<sup>④</sup>独立国家の固有の権利である。国際法秩序の未発達段階に於ては自衛権は余り問題とせられなかつた。自衛権がやかましく主張せられるようになったのは極めて最近のことであつて、第一次世界大戦後である。即ち第一次世界大戦の結果、国際間の平和確立のために国際連盟が組織せられ、国際間の紛争を解決するために戦争に訴へないこととし、つとめて平和的解決方法によるべきことが規定

せられてからである。それ迄は国際間の紛争を解決するために戦争に訴へることを禁ぜられていなかつたので主権を有する国家の自由であつた。一般的に戦争が禁止せられると、外国から急激に侵害を受けた場合に防衛の行動に出づる自衛の戦争が出来るかどうかということが問題となつて来る。このことはその後不戦条約が締結された時に重大な問題となつたのであるが、不戦条約の締結によつて国家の有する自衛権の行使については何等の拘束を受けないという原則が認められた。<sup>⑤</sup>

この原則は第二次世界大戦中に制定せられた国際連合憲章にも採用されることになつたのであつて第五一條の規定がそれである。第五一條は「若し国際連合組成国の一に向つて武力的攻撃が加へられたときは個別的又は集団的自衛の権利が行使されるのは当然のことであり、本憲章中の何ものも、安全保障理事会が国際平和及び安全を維持するために必要な手段をとるまでの間、この自衛権を妨げるものではない」と所謂自衛権を攻撃を受けた国家固有の権利（個別的自衛権）とするのみでなく、集団的自衛権も当然の権利とし、この自衛権の行使に對し安全保障理事会が必要な手段をとる迄の間という制限を附している。集団的自衛は第二次世界大戦前より發達して来たものであつてこのため色々な条約が締結せられている。これは文化の發達に伴つて国際諸国間の關係が密接となつてくるに従い、一国の一国に對する攻撃はこれと密接な關係を有する諸国にとつても重大な脅威であり、その影響する所大であつてもはや一国と一国との間の關係でなく、多数国家間の關係となりこゝに集団的自衛の必要を生ずるようになったも

のである。もつとも国際的安全保障が確立されている場合には集団的自衛は必ずしも必要ではないが、国際連合が組織せられている現在でも集団的保障は決して十分とは云へないのであつてその必要が認められる。

そこで本来の自衛権（個別的）の外に集団的自衛権が認められたのである。この自衛権の行使は無制限のものではなく一時的のもので安全保障理事会が必要な措置をとる迄に限られ、而もこの自衛権の行使に当つてとつた措置は直ちに安全保障理事会に報告しなければならぬ。<sup>(5)</sup> 国際連合憲章はこの自衛権の規定の外に更に、国際平和及び安全の維持のため国際連合加盟国が局地的安全保障の取極をなすことができることを認めている。（第五二―五四条）

日米安全保障条約もこの国際連合憲章が認めている集団的自衛権並びに局地的安全保障取極の権利に基いて締結せられたものである。平和条約の前文に、日本国は国際連合に加盟を申請することを宣言しているから、日本は平和条約の効力発生に伴い直ちに国際連合に加盟を申請することとなるであらうが、現在のところ加盟は仲々容易ではない。<sup>(6)</sup> それは安全保障理事会の決議を必要とし、而もその決議には一簡国の理事国の中常任理事国たる五大国を含めた七理事国以上の賛成を必要とするからである。かりに加盟が認められたとしても、国際連合による集団的保障は必らずしも十分ではなく、急激な武力攻撃に対し果して有効適切な防衛措置がとられるか保し難い。従つて有効適切な国際連合の措置又は之に代る個別的若しくは集団的の安全保障措置

がとられる迄は、暫定的にも何等かの安全保障の措置が必要であることは当然のことである。然し問題は、この平和条約第五条に基づく日米安全保障条約が果して日本国憲法の平和主義と抵触しないかどうかということである。

二に於て述べた通り新憲法は徹底的な平和主義をとり、軍備を一切放棄しすべての戦争を放棄した。之は日本国民が世界平和を実現しようとする熱意と当時の現実的な要請から立てられたものであり、欲すると欲せざるとを問はず採らなければならない原則であつた。元より軍備の撤廃と戦争の放棄によつて自国の安全と生存迄も放棄したものでないことは、前文第二項に明らかである。如何なる方法で自国の安全と生存を保持するかについては、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」と云つて具体的には必らずしも明らかでないが、之も前述の通り憲法改正当時の政府の意図したところは、国際連合又はその他の条約による安全保障を期待していたものに他ならない。而も国際連合による安全保障は現実に之を得ることは容易な問題ではないのみならず、之のみでは必らずしも十分とは云へない。従つて平和条約に基いて平和愛好諸国民が最も公正妥当な方法と認める保障に委ねるより外はない。日米安全保障条約締結の所以もこゝにあるのであつて、このことは新憲法の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」自国の安全と生存を保持するという平和主義の原則と何等抵触するものではない。以上が日米安全保障条約の法的根拠に対する私見である。

然るに、序言に於ても一寸ふれておいたように、平和条約並びに日米安全保障条約の締結に当つては色々な議論がなされ、殊に安全保障条約については違憲論が唱へられた。違憲論の中心はこの条約の締結は新憲法の平和主義に抵触するという見解であつて、こゝにはその代表的な意見として第十二回国会に於ける質疑の中から鈴木義男氏の見解を紹介し之に對する私見を述べてみたい。鈴木氏は先づ安全保障については平和条約から削除さるべきものであること、その締結の時期が適當でないこと、この条約の締結によつて却つて東洋諸國を刺戟し日本を戦争にまきこむおそれがあることなど指摘せられた後、

本来私は日本憲法第九条の精神からするならば、一艦一兵と雖もたくわえないことを主義とするものでありますから、外国軍隊に代つてもらふこともこれに反するものと存するのであります。総理の昨日の答弁によりますと憲法の禁じて居るのは攻撃のための軍備である、自衛のために防禦のために軍備をもつことは憲法の禁ずるところではないような趣であります、それは総理が憲法を作つた時の精神を忘れた御議論ではないかと思つてあります。私も当時立法に参加した一人といたしまして吉田首相が最も熱心に防禦のための軍備ということを許さない趣旨を高調されたように記憶いたします。ですので念のために当時の速記録を繰返して見たのであります。と述べて当時の速記録（昭和二年六月二六日衆議院本會議に於ける原氏の質問及び六月二八日野坂氏の質問に答へて）を読み上げ、

憲法第九条の解釈としてはこれが正しいと信するのであります。

わが国自身が防衛のために持つべきでない軍隊は外国から借りることもやはりいけないのだと解すべきではありませんまいか。客觀的情勢の変化によつてその必要を認めるに至つたというならば、まずこの憲法を改正してかゝるべき問題ではないかと存するのであります。この点に對する総理の御所見を承りたいのであります。」

と述べ、更に本条約第三条によれば細目を行政協定に譲つてゐるが、この行政協定は法律上如何なる性格をもつか、若しこの行政協定が条約の内容の一部をなすものであるとすれば、憲法第七条によつて國會の承認を得なければならぬ筈である。故に若し政府がこれを無視するようなことがあれば憲法上の大原則は獨立最初の条約において破られる結果になると云つて、之に對する政府の責任を追及し、更にこの条約の締結がわが国の再軍備につながりはしないかということ、我々はこの条約の締結によつて当然再軍備を約束したということになるとの見解は承認出来ないとし、之に對する政府の明確なる所見を質した。

これに對して吉田首相<sup>(9)</sup>は、

…外國の軍隊を駐屯せしめることが憲法第九条の精神に違反すると云われるのであります、…憲法第九条の規定は読んで字の如くこれは國際紛争を兵力によつて解決しないことを云うことを規定したのであります。また安全保障条約は、これは日本の獨立を守るために日本の安全のために規定せられたものであります。即ち、自衛權の發動であります。自衛權なるものは國が獨立した以上は自衛

権は欠くべからざるものであり、当然の権利であります。この自衛権発動の結果として安全保障条約を結ぶということは当然のことであります。……またこの安全保障条約なるものは再軍備と何等の関係はないのであります。この安全保障条約はいわゆる集団攻撃に対して集団防衛の手段を講ずるのであつて再軍備とは何らの関係はないのであります。……また再軍備は日本に対して自由を与へられて居るのであります。日本が軍備を持つか持たないかは国民の自由意思で決定すべきものであります。今後国民がこれを希望するならば再軍備をいたしますが、然しながらするとしなるとは全く国民の自由意思によつて決定せられるのであつて、安全保障によつて強いられておるのではないのであります。

と答へ、日米安全保障条約の締結が憲法に違反するものでないことを主張している。以上が国会に於ける質疑応答の要旨であつて、違憲論の中心は、日本の憲法の精神は紛争解決の手段としては一切武力に訴えないことを宣言したもので、自国の武力は元より他国の武力に依存することも許されないというにある。勿論、日本の憲法は国際紛争を解決する手段としては武力を行使しないし又一切の軍備を保持しない徹底的な平和主義を採っているが、しかし現実の外国からの侵害に対しては、平和愛好諸国民の公正と信義に信頼して自国の安全と生存を保持する決意を明らかにし、このことは独立回復後国際連合に加盟することにより、又は他の条約を締結することによつて安全を保持することを意味することは前述の通りである。即ち国際社会に発達しつゝ

ある集団的な安全保障にたよるといふことにあつた。この集団的安全保障に自国の安全と生存を委ねる以上、現実の武力攻撃に対して如何なる手段が採られるかは夫々の条約（国際連合にあつては憲章）の決するところであり、仮りに武力を以て防衛措置がとられることがあつても、それは憲法が承認する所であり何等憲法と矛盾するものではない。若も日本が現実に武力攻撃を受けた場合に、平和愛好諸国が之に對しやむなく武力を以て防衛することが、わが憲法に違反するということになれば、国際連合に加盟すること自体が憲法上許されない問題となり、このことは結局自国の安全と生存を放棄する結果となるのではなからうか。わが憲法が自国の安全と生存を放棄するものでないことは明らかである。唯日米安全保障条約は特定の一ヶ国である米國との条約である点に問題もあらうと思われるが、元より国際連合による安全保障その他の有効適切な安全保障が確立せられる迄の暫定的なものであり、憲章第五一條に基いて平和愛好諸国が公正にして妥當な安全保障であると認め締結されるものであつて、何等憲法と矛盾するものではないと信ずる。

- 1 平和條約第一條(b)
- 2 自衛權については横田喜三郎著自衛權參照
- 3 この原則が認められてから自衛權が重要な意義を持ち、その後行われた戦争はすべて自衛の戦争であつた。
- 4 その萌芽はアメリカ州諸國の間に發生し、第二次世界大戰後國際連合憲章、全アメリカ相互援助條約、西ヨーロッパ連合、北大西洋條約等締結せらる。

- 5 國際連合憲章第五一條後段
- 6 加入申請が許されたものは八國でその割合は約三分一である。
- 7 國際連合憲章第四條、第二七條
- 8 第一二回國會衆議院會議錄三一頁以下。平和條約の問題點—憲法との關連における問題・法律時報第二三卷第九號一〇頁
- 9 第一二回國會衆議院會議錄三六頁
- 10 サン・フランシスコ會議議事錄參照

## 五 結 言

凡そ國家である以上自國の安全と生存を保持することを念願しない國家はないであらう。と共に世界の平和を希望しない國家もないであらう。然し、この世界平和の希望と自國の安全と生存の保持は、常に必らずしも調和するとは限らないのが現実である。國家がその生存を続けて行く上に相互に利害を異にする關係が生じてくる。これが國際間の紛争となり、この紛争を解決するために武力に訴へようとする。そして戦争が勃発するのである、第一次世界大戰後國際平和確立の目的から國際紛争を武力によらずとめて平和的に解決しようとして色々な條約が締結せられた。現在では國際連合が組織せられその目的遂行のために凡ゆる努力が払われている。それにも拘らず、國際紛争は次々に起つて而も武力が行使せられ、或は行使せられようとしていゝる。かような國際情勢の中に於て日本國憲法は徹底的な平和主義に基き一切の戦争を放棄し、軍備を保持しないことを宣言している。従つ

て平和條約が成立し日本が完全な主權を回復した曉に於て、如何にして自國の安全と生存を保持してゆくかは日本國民にとつて正に重大な問題である。現在も將來も日本は憲法が宣言しているように、平和愛好諸國民の公正と信義に信頼して自らの安全と生存を保持する他はない。一方憲法の徹底した戦争放棄は降伏によつて日本が負つた法律上の義務であつて、日本がこの義務を忠実に履行する限り、平和回復後に於ても平和を愛好する連合諸國は日本がその安全と生存を保持出来るように協力する義務がある<sup>(1)</sup>と考へる。日米安全保障條約はこの崇高な義務から締結せられたものと信ずる。然し、この義務は日本に完全な主權が回復せられる以上道義的義務であつて、日本が他の連合諸國に對してこれを強制することは出来ない。従つて、將來日本が獨立國家として平和愛好諸國と同様、國際平和に協力するために特に兵力の提供の義務を負い、又は自國の安全は少くとも最小限度の自らの軍備をもつて保持することを要請せられたときには、もはや新憲法の限界外であつて必然的に憲法の改正がなされなければならないであらう。

1 前掲鈴木義男氏 平和條約の問題點—憲法との關連における問題・法律時報第二三卷第九號一四頁參照